新都市基盤整備法第29条において準用する土地区画整理法第85条第３項の規定に基づき、令和　年　月　日申告に係る権利について下記のとおり｛移転／変更／消滅｝がありましたので届け出ます。

記

1　権利の対象となる宅地（次表の土地の｛全部／一部｝　平方メートル）

令和　年　月　日　不動産登記簿記載事項						
大字	字	地番	地目	地積	摘要	所有者の住所及び氏名

2　権利の種類及び内容

3　｛移転／変更／消滅｝の内容

備考

1　借地権以外の権利に関する届出の場合においては、「生年月日」及び「職業」欄は、記載しないこと。

2　届出者又は土地所有者が法人である場合においては、氏名については、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「生年月日」及び「職業」欄は記載しないこと。

新都市基盤整備法第29条において準用する土地区画整理法第85条第３項の規定に基づき、令和　年　月　日申告に係る権利について下記のとおり｛移転／変更／消滅｝がありましたので届け出ます。

記

1　権利の対象となる宅地（次表の土地の｛全部／一部｝　平方メートル）

令和　年　月　日　不動産登記簿記載事項						
大字	字	地番	地目	地積	摘要	所有者の住所及び氏名

2　権利の種類及び内容

3　｛移転／変更／消滅｝の内容

備考

1　借地権以外の権利に関する届出の場合においては、「生年月日」及び「性別」欄は、記載しないこと。

2　届出者又は土地所有者が法人である場合においては、氏名については、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「生年月日」及び「性別」欄は記載しないこと。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省・環境省令第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

環境大臣　山口　壮

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年環境省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。